

## ●防災ラジオのよくある質問に答えます！

**Q** 申請はいつまで受け付けているの？  
申請に期限はありません。市役所、各振興局・振興センターで申請をお願いします。

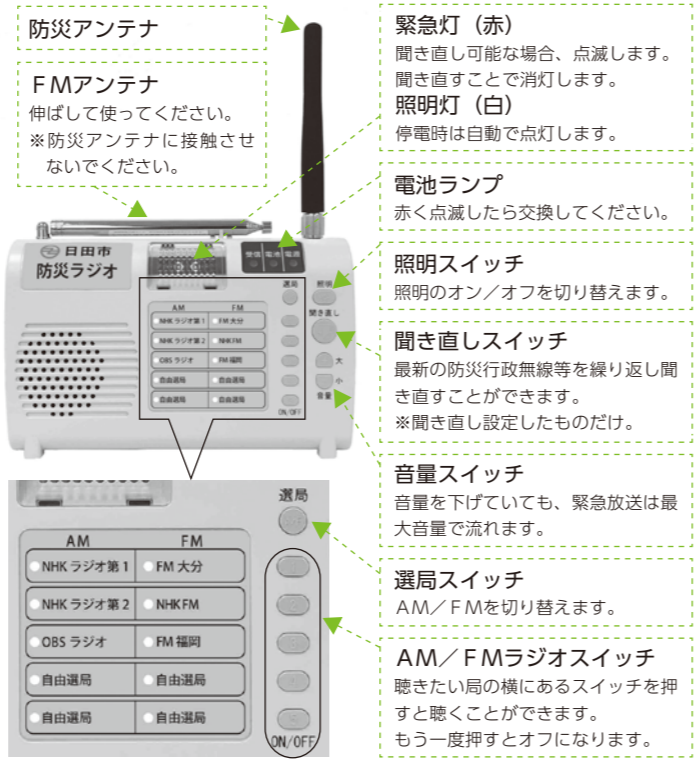
**Q** 返還期限はあるの？  
返還期限はありません。市内に世帯員が全員いなくなった（死亡や市外転出等）ときは返還してください。

**Q** 赤い点滅は消せないの？  
赤い点滅は、最新の放送を聞き直すことができる目印です。聞き直しスイッチを押して、聞き直ししてください。聞き直しが不要なときは、聞き直しスイッチを押したあと、①から⑤（聞き直しスイッチの左横）のいずれかを一度押してください。

**Q** 市からの放送が流れないときはどうすればいいの？  
次の確認を行ってください。  
①防災アンテナ（付属の黒いアンテナ）は正しく接続されているか  
②ACアダプタは正しく接続されているか  
③ラジオの音量は最小になっていないか  
④テレビなどの電磁ノイズを発生する機器から離して置いているか  
⑤窓際の安定したところに置いているか  
※これらに当てはまらない場合は下記までご連絡ください。

**Q** アルファベットをしゃべるのはなぜ？  
電波強度が弱いときや電波障害が起きているときに、うまく受信できずにアルファベットを話します。テレビなどの電磁ノイズを発生する機器から離し、窓際などの安定した場所に置いてください。

**Q** 正午・午後5時のチャイムを消すことはできるの？  
動作確認の意味も含め、毎日放送しています。チャイムのみ消す等の個別設定はできませんので、気になる場合は音量等の調節をお願いします。



**防災アンテナ**  
FMアンテナ  
伸ばして使ってください。  
※防災アンテナに接触させないでください。

**緊急灯（赤）**  
聞き直し可能な場合、点滅します。聞き直すことで消灯します。

**照明灯（白）**  
停電時は自動で点灯します。

**電池ランプ**  
赤く点滅したら交換してください。

**照明スイッチ**  
照明のオン/オフを切り替えます。

**聞き直しスイッチ**  
最新の防災行政無線等を繰り返し聞き直すことができます。  
※聞き直し設定したもののだけ。

**音量スイッチ**  
音量を下げていても、緊急放送は最大音量で流れます。

**選局スイッチ**  
AM/FMを切り替えます。

**AM/FMラジオスイッチ**  
聴きたい局の横にあるスイッチを押すと聴くことができます。もう一度押すとオフになります。

**Q** 電源ランプ（緑色）が点滅しているのはなぜ？  
ACアダプタをコンセントに接続せず、乾電池のみで使用しているときに電源ランプが点滅します。持ち出すとき以外は、ACアダプタは常に接続した状態で使ってください。  
※乾電池のみで使用した場合は、3日ほどで消耗します。

**Q** 電池ランプ（赤色）が点滅しているのはなぜ？  
電池の交換時期です。3本同時に交換してください。また、乾電池を挿入せずに、ACアダプタのみで使用している場合も点滅します。乾電池を挿入すると、電池ランプの点滅は消灯します。ACアダプタの使用中は、乾電池は消耗しません。

**Q** 付属品を紛失したときはどうしたらいいの？  
防災ラジオは市からの貸与品です。故意又は過失によって紛失、壊した場合は、自己負担で購入をお願いします。購入の問合せは下記をお願いします。  
<防災ラジオコールセンター>  
☎0120-388-280

☎防災・危機管理課防災・危機管理係 ☎28363（市役所4階）

## ●新型コロナ・インフルエンザの診療、検査ができます

日田市医師会では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの診療及び検査が円滑に行えるよう医療体制を整備し、下記に記載している医療機関で診療及び検査を受けることができます。  
※受診ができる曜日や時間、診療、検査対応等は医療機関によって異なるため、**受診前に必ず各医療機関に電話でお問い合わせください。**

施設名	所在地	電話番号
麻生小児科医院	淡窓2丁目	24-2323
井上鶴川堂	大鶴本町	28-2202
大河原病院	隈2丁目	22-3131
奥平医院	中津江村栃野	54-3021
上津江診療所	上津江町川原	54-3001
河津内科呼吸器科	石井町2丁目	23-8123
隈診療所	隈1丁目	22-0033
桂林病院	城町1丁目	22-1231

施設名	所在地	電話番号
児玉医院	三本松2丁目	24-6572
聖陵若里病院	銭淵町	22-1600
膳所医院	本町	22-3292
原病院	三本松2丁目	22-7151
日田中央病院	淡窓2丁目	23-3181
福田医院	清岸寺町	22-1648
福田内科クリニック	大宮町	25-5188
松浦クリニック	中央1丁目	24-4155

☎日田市医師会 ☎22228、健康保険課保健医療係 ☎3000（ウェルピア）

## ●令和2年7月豪雨で被災した人へ医療機関等での窓口負担の免除期間が延長されました

日田市国民健康保険及び大分県後期高齢者医療の被保険者で、7月豪雨で被災し以下のいずれかの基準に該当する人は、医療機関等の窓口でその旨を申告すると窓口での負担が免除されます。

- ▶ 免除延長期間 12月31日(休)
- ▶ 減免の基準
  - ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
  - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
  - ③主たる生計維持者の行方が不明である
  - ④主たる生計維持者が事業を廃止、又は休止した
  - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
 ※療養費、入院時食事療養費、生活療養費等は対象外です。
- ▶ 令和3年1月1日以降の免除について
 

1月以降に医療機関等の窓口負担の免除を受けるためには、「一部負担金免除証明書」と「保険証」を医療機関等の窓口で提示する必要があります。

※「一部負担金免除証明書」は事前に市役所や各振興局での申請が必要です。証明書は後日交付（郵送）されますので、早めの申請をお願いします。

※申請の際に免除の理由が確認できる書類を提出していただく場合があります。

☎健康保険課国保・年金係 ☎8271（市役所1階）

## ●被災家屋等の解体に伴う費用を助成します

令和2年7月豪雨で被災した家屋等を生活環境保全上、解体を行う必要がある場合、次の費用を一部助成します。

- ▶ 助成対象 解体費、運搬費、処分費
- ※り災証明書で「全壊・大規模半壊・半壊」と判定された住家・非住家が対象です。
- ※以下の解体・撤去は対象外になります。
  - ・地下埋設物及び地下構造物（ブロック塀の基礎部分を含む）
  - ・家具等の建物内の残置物
  - ・修復して再利用すると判断した家屋等の一部解体工事 等
- 【注意】
  - ・空き家や居住のない倉庫のみの解体は、原則対象外ですが、生活環境保全上の支障があると判断される場合は、対象になることがあります。
- ・助成費用は、解体に要した金額と市が定めた標準単価に基づき積算した金額のいずれか低い額を上限とします。
- ・小規模修繕等の事業を利用されている場合は、対象外になります。
- ▶ 申請方法
 

下記にご相談ください。
- ▶ 申請期限（第二次受付）
 

令和3年2月26日(金)
- ※詳細は市ホームページ又は右記二次元コードをご覧ください。



☎環境課生活環境係 ☎8208（市役所2階）